

## 令和 6 年度医学部（地域枠）臨時定員増について

### 1 令和 6 年度医学部（地域枠）臨時定員増について

令和 6 年度医学部（地域枠）臨時定員増については 12 名で申請を行う。

### 2 臨時定員増 12 名を要望する理由と国からの内示状況

本県は多くの離島を抱える島嶼県であり、離島・北部地域における医師確保が課題となっていることから、令和 6 年度の医学部（地域枠）臨時定員増について、県及び琉球大学では現状維持を要望し、厚生労働省及び文部科学省より地域枠に係る臨時定員増員申請可能数として 12 名で内示をいただいたところ。

### 3 地域枠の定義を満たすよう整理を行う事項について

国においては、令和 5 年度以降の「地域枠」の定義（資料 3-2）を整理し、今後の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては定義を満たしていることを確認することとしており、以下の項目について、今年度中に整理を行う必要がある。

#### （3）協議の場

「地域医療対策協議会で協議の上、設定する」としているため、本協議会において協議した上で、臨時定員増の設定を行い、申請することとする。

#### （4）設定する上で協議する事項

複数ある協議事項の中で離脱要件が未整理であるが、日本専門医機構は、専門研修制度における地域枠医師の取扱いと専門医の認定について 11 月頃までに結論を出すとのことであるため、その内容を踏まえ、地域枠医師が不同意離脱した場合の整理を行うこととしたい。

#### （5）同意取得方法

「志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。」ことについては、現在、本人のみからキャリア形成プログラムの適用を受けること（従事要件）の同意取得に留まっていることから、上記（4）の検討を行う中で、整理を行うこととしたい。

#### （参考）

- ・ 国は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「2022 年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」としている。
- ・ 令和 7 年度以降の国の方針については、第 8 次医療計画等に関する検討会等における議論の状況を踏まえて検討し、別途通知することとなっている。

(別紙)

## 令和5年度以降の地域枠等の定義について

「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」における議論を踏まえ、令和5年度以降の「地域枠」、「地元出身者枠」、「大学独自枠」の定義を以下のとおり整理することとする。なお、今後の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認することとする。

## 1. 地域枠の定義

## (1) 対象

地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜する。

## (2) 選抜方法

別枠方式

## (3) 協議の場

地域医療対策協議会で協議の上、設定する。

## (4) 設定する上で協議する事項

地域医療対策協議会において、地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。

## (5) 同意取得方法

志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。

## (6) 従事要件

①率直後より当該都道府県内で9年間以上従事する※1, 2。

②将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。

## (7) 奨学金貸与

問わない。

※1 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。

※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

以下、「地元枠出身者枠の定義」及び「大学独自枠の定義」については省略